

韓国知的財産ニュース 2022年7月前期

(No. 466)

発行年月日：2022年7月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法の一部改正法律案（議案番号：2116225）
- 1-2 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第473号）
- 1-3 特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第474号）
- 1-4 弁理士法施行令の一部改正令（大統領令第32776号）
- 1-5 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2116384）
- 1-6 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第476号）
- 1-7 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2116446）
- 1-8 韓国特許庁、「公募展アイデアの保護ガイドライン」を改定
- 1-9 韓国特許庁、商標審査支援事業の管理に関する告示の改正試案を発表
- 1-10 韓国特許庁、仮想商品の認定範囲および類否判断に関する指針を作成・施行

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「美しい店」とともに「やさしいアイデアコンテスト」の授賞式を開催
- 2-2 韓国特許庁、官民の専門家が共にする特許審査品質諮問委員会を発足
- 2-3 次世代英才起業家教育院の発展に向けた懇談会を開催
- 2-4 韓国特許庁、「知的財産侵害統合通報・相談センター」を発足
- 2-5 韓国特許庁、アイデア基盤の革新成長専担組織を新設
- 2-6 韓国特許庁長とWIPO事務総長、会談

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 健康食品の大衆化、商標出願が急増
- 4-2 ペット用家電製品関連商標、年平均 13% ずつ増加

その他一般

- 5-1 知的財産共済、2年8か月で加入企業1万社突破

法律、制度関連

1-1 商標法の一部改正法律案（議案番号：2116225）（7月4日掲載）

議案情報システム（2022.6.30.）（7.4.掲載）

議案番号：2116225

提案日：2022年6月30日

提案者：チェ・スンジェ議員外9人

提案理由

最近、新型コロナウイルス感染症の影響による非対面需要の増加と通信技術の発達に伴ってオンライン商品取引市場が急成長しており、取引の成長ぶり並みにオンライン上における偽造品の販売も共に増えている。

特許庁では、オンライン上における偽造品の販売に対する対策として、2019年4月からオンラインショッピングに慣れている女性を中心にオンライン偽造品在宅モニタリング団（以下「モニタリング団」という。）を構成・運営し、オープンマーケット、ポータルサイト、カフェ、ブログ、SNS等のオンライン上における偽造品掲示物の摘発業務を代行させる等、商標権侵害行為の防止に取り組んでいる。

しかし、特許庁のモニタリング団の運営は法的根拠がないため維持・拡大に限界があるだけでなく、2020年モニタリング団の摘発件数は136,826件に及んでいるにもかかわらず、刑事立件数は418件にとどまっており、これは、モニタリング団と特許庁特別司法警察との捜査連携が制度的に設けられていないためであると指摘されている。

また、現在はオンライン商品販売媒介者が自主的に商標権等の侵害をモニタリングしているが、これも特許庁の特別司法警察との共助が円滑でないため、特許庁は正確な摘発件数さえ把握できていないのが実情である。

そのため、オンライン商品販売媒介者について定義し、彼らに掲示物の商標権等の侵害行為を周期的にモニタリング及び報告させる一方、これをモニタリング団が摘発した侵害

行為と共に体系的に統合管理する情報システムを構築・運営し、これを特許庁の特別司法警察が商標権等の侵害行為の取り締まりに活用するようにすることで、商標権に対する権利保護を強化しようとするものである。

主要内容

- イ. 「オンライン商品販売媒介者」を、電気通信回線を通じて商品の譲渡し、引渡し又は譲渡し・引渡し目的の展示等に関する情報を提供するか、商品販売等をする者に仮想の場所を提供する者として、その提供に関する管理・統制が可能な者と定義する（案第2条第12号新設）。
- ロ. 特許庁長は、オンライン上の商品取引において商標権又は専用使用権等の侵害行為が発生しているかどうかを確認するために、大学生・主婦等で組織された市民モニタリング団を構成・運営できるようにする（案第114条の2第1項新設）。
- ハ. 大統領令で定める規模のオンライン商品販売媒介者は、商標権又は専用使用権等の侵害を予防するために、掲示物に対して周期的にモニタリングし、その結果を特許庁長に提出するようにする（案第114条の2第2項新設）。
- ニ. 特許庁長は、商標権及び専用使用権等の侵害モニタリングの結果を体系的・効率的に管理し、商標権及び専用使用権等の侵害取り締まり等に効果的に活用するための情報システムを構築・運営できるようにする（案第114条の3第1項新設）。
- ホ. 特許庁の特別司法警察管理は、その職務を遂行する上で必要と認められる場合は、モニタリングの結果を管理する情報システムを活用できるようにする（案第114条の3第2項新設）。
- ヘ. 特許庁長は、商標権及び専用使用権等の侵害をモニタリングした結果を提出しないか、虚偽で提出したオンライン商品販売媒介者には、500万ウォン以下の過料を科すようにする（案第237条第1項新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項に第12号を次のように新設する。

- 12. 「オンライン商品販売媒介者」とは、電気通信回線を通じて商品の譲渡し、引渡し又は譲渡し・引渡し目的の展示等（以下この号において「商品販売等」という。）に関する情報を提供するか、商品販売等をする者に仮想の場所を提供する者として、その提供に関する管理・統制が可能な者をいう。

第6章に第114条の2及び第114条の3をそれぞれ次のように新設する。

第114条の2（商標権等の侵害モニタリング）①特許庁長は、オンライン上の商品取引において第108条第1項・第2項に該当する侵害行為（以下この条及び第114条の3において「侵害行為」という。）が発生しているかどうかを確認するために、大学生・主婦等、産業通商資源部令で定める構成員で組織された市民モニタリング団（以下「モニタリング団」という。）を構成・運営できる。

②大統領令で定める規模のオンライン商品販売媒介者は、侵害行為を予防するために、掲示物に対して周期的にモニタリングし、その結果を特許庁長に提出しなければならない。

③モニタリング団の構成・運営や第2項によるモニタリングの内容及び結果の提出の周期・方法等に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第114条の3（情報システムの構築・運営等）①特許庁長は、第114条の2によるモニタリングの結果を体系的・効率的に管理し、侵害行為の取り締まり等に効果的に活用するための情報システムを構築・運営できる。

②特別司法警察管理（「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号により指名を受けた公務員をいう。以下同じ。）は、その職務を遂行する上で必要と認められる場合は、第1項による情報システムを活用できる。

③第1項による情報システムの構築・運営及び第2項による特別司法警察管理の情報システムの活用手続き・範囲等に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第237条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項とし、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）中「第1項」を「第1項及び第2項」とする。

①第114条の2第2項に違反し、第108条第1項・第2項に該当する侵害行為をモニタリングした結果を提出しないか、虚偽で提出したオンライン商品販売媒介者には、500万ウォン以下の過料を科す。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－2 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第473号）

電子官報（2022.7.1.）

産業通商資源部令第473号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年7月1日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「明細書に書き、その配列リストを収録した」を「収録した」に、「添付せねば」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書を削除し、同条第2項を第3項とし、同条に第2項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。

②第1項により実用新案登録願書に配列リスト電子ファイルが添付されている場合は、明細書の考案の説明に、配列リスト電子ファイルに収録されている配列リストを記載したものとみなす。

④第3項に従って配列リスト電子ファイルを補正した場合は、法第11条により準用される「特許法」第47条に従って明細書を補正したものとみなす。

第13条の5第1号を次のように改める。

1. 配列を含む実用新案登録出願の場合、配列リスト電子ファイルを出願審査の請求日から8か月になる日までに提出していない場合は、その8か月になる日の翌日からその配列リスト電子ファイルを提出した日までの期間

別紙第1号書式裏側の記載要領第10号ホ目（1）中「【配列の数】及び【配列リスト電子ファイル】欄」を「【配列の数】欄」とし、同目（2）を次のように改める。

（2）【配列の数】欄には、明細書に書かれている配列リストに含まれた配列の数を書き、【添付書類】欄には、「配列リスト電子ファイル1部」と書きます。

[例] 【その他事項】

【核酸塩基配列リスト又はアミノ酸配列リスト】

【配列の数】 3

附 則

第1条（施行日） この規則は、2022年7月1日から施行する。

第2条（核酸塩基配列又はアミノ酸配列を含む実用新案登録出願に関する適用例） 第4条の改正規定は、この規則の施行後に出願する実用新案登録出願から適用する。

第3条（出願人により遅延した期間に関する経過措置） この規則の施行前に実用新案登録出願を出願した場合は、第13条の5第1号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

改正理由及び主要内容

核酸塩基配列又はアミノ酸配列を含む実用新案登録出願をする場合、配列リストを明細書に書かずにその配列リストを収録した電子ファイルを添付して提出するようにし、提

出された電子ファイルは明細書に記載したものとして認める等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-3 特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第474号）

電子官報（2022.7.1.）

産業通商資源部令第474号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年7月1日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号の3及び第5号の4をそれぞれ第5号の4及び第5号の5とし、同項に第5号の3を次のように新設する。

5の3. 特許願書に第21条第5項前段による臨時明細書を添付した出願の補正の前に明細書、要約書又は図面を補正した場合

第21条の4第1項本文中「明細書に書き、その配列リストを収録した」を「収録した」に、「添付せねば」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書を削除し、同条第2項を第3項とし、同条に第2項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。

②第1項により特許願書に配列リスト電子ファイルが添付されている場合は、明細書の発明の説明に、配列リスト電子ファイルに収録されている配列リストを記載したものとみなす。

④第3項に従って配列リスト電子ファイルを補正した場合は、法第47条に従って明細書を補正したものとみなす。

第54条の5第3号中「出願書類など」を「出願書類等」とし、同条第4号を次のように改める。

4. 配列を含む特許出願の場合、配列リスト電子ファイルを出願審査の請求日から8か月になる日までに提出していない場合は、その8か月になる日の翌日からその配列リスト電子ファイルを提出した日までの期間

第65条の4第2項を次のように改める。

②審判長は、法第154条の2第5項により準用される「民事訴訟法」第164条の3第1項により、専門審理委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、審判手続きへの参加決

定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、審判手続きへの参加決定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な行為があると認められる場合
2. 心身上の障害のため専門審理委員の職務を遂行できない場合
3. 専門審理委員として適さない行為がある場合
4. その他専門審理委員として引き続き活動するのが困難だと認められるほど相当な理由がある場合

第106条の12第1項第1号を削除し、同項第2号中「標準に基づいて」を「条約施行細則に規定する標準に基づいて」とし、同項第3号を次のように改める。

3. 配列リストが出願時の国際出願に開示された範囲を超えないという陳述書

第106条の13を削除する。

第106条の38を次のように改める。

第106条の38（核酸塩基配列リスト等の提出）国際予備審査における核酸塩基配列又はアミノ酸配列リスト等の提出に関しては、第106条の12を準用する。

別紙第9号書式裏側の記載要領第8号イ目（4）中「135-784」をそれぞれ「06133」とし、同号ロ目に（12）を次のように新設する。

- （12）配列リスト電子ファイルを補正する場合は、その補正内容を反映した配列リスト電子ファイル全体を添付します。

別紙第9号書式裏側の記載要領＜補正単位及び補正方法の一覧表＞第1号ニ目表以外の部分を次のように改める。

- ニ. 2015年1月1日から2022年6月30日までの出願分（2015年1月1日以降に提出された分割出願、変更出願及び無権利者の出願後に行った正当な権利者の出願分は除きます。2022年7月1日以降に提出された分割出願、分離出願、変更出願及び無権利者の出願後に行った正当な権利者の出願分は含まれます）

別紙第9号書式裏側の記載要領＜補正単位及び補正方法の一覧表＞第1号にホ目を次のように新設する。

- ホ. 2022年7月1日以降の出願分（2022年7月1日以降に提出された分割出願、分離出願、変更出願及び無権利者の出願後に行った正当な権利者の出願分は除きます）

（以下、省略）原文参照：

[https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I0000000000000001656486285382000&tocId=I0000000000000001656404952309000&isTocOrder=N&name=%25EC%2582%25B0%25EC%2597%2585%25ED%2586%25B5%25EC%2583%2581%25EC%259E%2590%25EC%259B%2590%25EB%25B6%2580%25EB%25A0%25B9%25EC%25A0%259C474%25ED%2598%25B8\(%25ED%258A%25B9%25ED%2597%2588%25EB%25B2%2595%25EC%258B%259C%25ED%2596%2589%25EA%25B7%259C%25EC%25B9%2599%25EC%259D%25BC%25EB%25B6%2580%25EA%25B0%259C%25EC%25A0%2595%25EB](https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I0000000000000001656486285382000&tocId=I0000000000000001656404952309000&isTocOrder=N&name=%25EC%2582%25B0%25EC%2597%2585%25ED%2586%25B5%25EC%2583%2581%25EC%259E%2590%25EC%259B%2590%25EB%25B6%2580%25EB%25A0%25B9%25EC%25A0%259C474%25ED%2598%25B8(%25ED%258A%25B9%25ED%2597%2588%25EB%25B2%2595%25EC%258B%259C%25ED%2596%2589%25EA%25B7%259C%25EC%25B9%2599%25EC%259D%25BC%25EB%25B6%2580%25EA%25B0%259C%25EC%25A0%2595%25EB)

%25A0%25B9)

附 則

第1条（施行日）この規則は、2022年7月1日から施行する。

第2条（核酸塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願に関する適用例）第21条の4、別紙第9号書式、別紙第14号書式、別紙第15号書式、別紙第35号書式及び別紙第57号書式の改正規定は、この規則の施行後に出願する特許出願から適用する。

第3条（核酸塩基配列リストの提出等に関する適用例）第106条の12第1項、第106条の38、別紙第41号書式、別紙第41号の2書式、別紙第43号書式、別紙第51号書式、別紙第51号の2書式及び別紙第53号書式の改正規定は、この規則の施行後に出願する特許出願から適用する。

第4条（出願人により遅延した期間に関する経過措置）この規則の施行前に特許出願を出願した場合は、第54条の5第4号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

改正理由及び主要内容

核酸塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願をする場合、配列リストを明細書に書かずにその配列リストを収録した電子ファイルを添付して提出するようにし、提出された電子ファイルは明細書に記載したものとして認める一方、特許審判の専門審理委員が虚偽やその他の不正な行為をした場合、審判手続きへの参加決定を取り消すようにする等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-4 弁理士法施行令の一部改正令（大統領令第 32776 号）

電子官報（2022.7.5.）

国務会議の審議を経た弁理士法施行令の一部改正令をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年7月5日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

大統領令第 32776 号

弁理士法施行令の一部改正令

弁理士法施行令の一部を次のように改正する。

第2条の3を次のように新設する。

第2条の3（試験の延期・変更）①特許庁長は、天災地変やその他のやむを得ない理由で公告された期日に試験を実施するのが困難だと判断する場合は、試験の全部又は一部を延期するか、試験の方法・場所等を変更して実施することができる。

②特許庁長は、第1項により試験を延期・変更する場合は、遅滞なく全ての受験者が知るようにその理由及び延期された試験の日時等を公告しなければならない。

第16条の4第2項中「所属弁理士」を「所属弁理士（法第6条の13第2項による構成員でない所属弁理士をいう。以下この条において同じ。）」とし、同条第4項中「法第6条の4第2項による構成員でない所属弁理士（以下「所属弁理士」という。）」を「所属弁理士」に、「計上せねば」を「計上しなければ」に改める。

第22条の2各号以外の部分中「特許庁長」を「特許庁長（第24条により特許庁長の業務を委託された者を含む）」とする。

第24条を次のように改める。

第24条（業務の委託）①特許庁長は、法第28条により、法第4条2による弁理士試験の管理に関する業務を「韓国産業人力公団法」による韓国産業人力公団に委託する。

②特許庁長は、法第28条に基づき、次の各号の業務を弁理士会に委託する。

1. 法第5条第1項による登録の受け付け
2. 法第5条の2による登録拒否の通知
3. 法第5条の3による登録取消の通知
4. 法第6条による登録料の収納
5. 法第6条の2第2項による開業・休業又は廃業等の申告の受け付け
6. 法第6条の3第2項及び第6条の12第2項による特許法人・特許法人（有限）の設立認可及び定款変更認可申請の受け付け
7. 法第6条の4第2項及び第6条の13第2項による所属弁理士と関連する申告の受け付け
8. 法第6条の9第2項及び第6条の20第2項による特許法人・特許法人（有限）の解散申告の受け付け
9. 法第6条の10第1項による組織変更申請の受け付け
10. 第11条による登録及び登録取消の公告

別表2を別紙のように改める。

附 則

第1条（施行日） この令は、公布の日から施行する。

第2条（聴覚障害のある受験者の英語能力検定試験の合格に必要な点数に関する適用例）
別表2の改正規定は、この令の施行後に公告する試験から適用する。

（別表2は省略） 原文参照：

[https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I00000000000000001656912538451000&tocId=I00000000000000001656888803534000&isTocOrder=N&name=%25EB%258C%2580%25ED%2586%25B5%25EB%25A0%25B9%25EB%25A0%25B9%25EC%25A0%259C32776%25ED%2598%25B8\(%25EB%25B3%2580%25EB%25A6%25AC%25EC%2582%25AC%25EB%25B2%2595%25EC%258B%259C%25ED%2596%2589%25EB%25A0%25B9%25EC%259D%25BC%25EB%25B6%2580%25EA%25B0%259C%25EC%25A0%2595%25EB%25A0%25B9\)](https://gwanbo.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=I00000000000000001656912538451000&tocId=I00000000000000001656888803534000&isTocOrder=N&name=%25EB%258C%2580%25ED%2586%25B5%25EB%25A0%25B9%25EB%25A0%25B9%25EC%25A0%259C32776%25ED%2598%25B8(%25EB%25B3%2580%25EB%25A6%25AC%25EC%2582%25AC%25EB%25B2%2595%25EC%258B%259C%25ED%2596%2589%25EB%25A0%25B9%25EC%259D%25BC%25EB%25B6%2580%25EA%25B0%259C%25EC%25A0%2595%25EB%25A0%25B9))

改正理由及び主要内容

天災地変の発生や感染症の拡大等の理由で公告された期日に弁理士試験を実施するのが困難だと特許庁長が判断する場合は、弁理士試験を延期するか、試験の方法・場所等を変更して実施できるようにし、重症聴覚障害者が弁理士試験の第1次試験の合格に必要な英語能力検定試験を受験する場合、英語リスニング能力の測定の限界を考慮して合格の基準点数を一般の受験者とは異にして適用するようにする一方、特許庁長の業務のうち韓国産業人力公団に委託する業務の範囲に弁理士試験の管理に関する業務を加える等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

<法制処提供>

1-5 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2116384）

議案情報システム（2022.7.11.）

議案番号：2116384

提案日：2022年7月11日

提案者：キム・ギョンマン議員外10人

提案理由及び主要内容

現行法は、弁理士制度を確立して発明家の権益を保護し、産業財産権制度及び産業の発展に資することを目的とすると規定している。

したがって、弁理士は、産業財産権と先端技術分野の専門職として高潔性と技能性を維持するために努力しなければならず、その役割が忠実に遂行されるには、公共性を確保し公益的役割を一層強化する必要がある。

そのため、現行法に弁理士が公益活動を遂行できる根拠を設けることで、疎外された弱者の利益を保護し、社会の公的利益を保護することを職業的義務にしようとする（案第15条の2新設）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第15条の2を次のように新設する。

第15条の2（公益活動）①弁理士は、年間一定時間以上、公益活動に参加しなければならない。

②公益活動の範囲とその施行方法等に必要な事項は、大韓弁理士会が定める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－6 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 476号）

電子官報（2022. 7. 13.）

産業通商資源部令第 476 号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022 年 7 月 13 日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3をそれぞれ削除する。

第8条第2項中「地域産業財産課及び産業財産創出戦略チームを設ける一方」を「地域産業財産課、産業財産創出戦略チーム及びアイデア経済革新チームを設け」に、「チーム長」を「各チーム長」に改め、同条に第8項を次のように新設する。

⑧アイデア経済革新チーム長は、次の事項を分掌する。

1. アイデアの創出・活用・保護及びそれに基づく特許技術事業化政策の樹立・施行
2. アイデア取引の報奨基準等、アイデア経済の活性化に向けた制度の研究
3. アイデア取引プラットフォームの構築・運営
4. アイデア取引に関する意識向上及び広報
5. 技術性と事業性の優れた特許（以下「イノベーション特許」という。）の発掘及び事業化の促進
6. イノベーション特許の事業化に関する制度の研究及び実態調査
7. イノベーション特許の事業化関連教育プログラムの開発・普及等、振興基盤作り
8. その他アイデア経済の活性化及び特許の事業化に関する事項

別表1中行政書記補・工業書記補・保健書記補・施設書記補・電算書記補又は放送通信書記補「18」を「19」に、事務運営書記補「30」を「29」に改める。

別表2中書記官又は技術書記官「40」を「38」に、書記官・技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「174」を「172」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「794」を「824」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「400」を「374」に、行政書記補・工業書記補・保健書記補・施設書記補・電算書記補又は放送通信書記補「18」を「19」に、事務運営書記補「30」を「29」に改める。

産業通商資源部令第344号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令の附則第2条及び第3条をそれぞれ削除する。

産業通商資源部令第452号特許庁とその所属機関の職制施行規則の附則第2条第1項を削除する。

附 則

第1条（施行日） この規則は、公布の日から施行する。

第2条（総額人件費制度により新設した機構の存続期限） ①「行政機関の組織と定員に関する通則」第29条に基づき、この規則の施行により新設されるアイデア経済革新チームは、2025年7月13日まで存続する。

②第1項による存続期限までにアイデア経済革新チーム長が分掌する事項に関して別途規定を設けない場合は、第1項による存続期限が過ぎた日から、アイデア経済革新チーム長が分掌する事項は産業財産活用課長が分掌する。

第3条（総額人件費制度により上方修正した職級の存続期限） この規則の施行により調整される別表2の定員26名（行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官の26名）は、2025年7月13日まで存続し、2025年7月14日以降は、それに該当する定員は、別表2の行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事の26名とみなす。

改正理由及び主要内容

総額人件費制度を活用して庁長の下に設置した特許事業化担当官及びアイデア取引担当官を廃止し、職級を上方修正していた特許庁の定員2名（4級2名）を従前の職級（5級2名）に還元し、アイデア経済を活性化するために総額人件費制度を活用して産業財産政策局に2025年7月13日まで存続するアイデア経済革新チームを新設する一方、総額人件費制度を活用して職級を上方修正していた特許庁の定員2名（4級又は5級2名）を従前の職級（5級2名）に還元し、効率的に人員を運営するために総額人件費制度を活用して特許庁の定員26名（6級26名）の職級を上方修正（5級26名）し、特許庁の管理運営職群の定員1名（9級1名）を行政・技術職群の定員1名（9級1名）に転換しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

議案番号：2116446

提案日：2022年7月14日

提案者：イ・ドンジュ議員外12人

提案理由及び主要内容

弁理士は、発明家の権益を保護し、産業財産権制度及び産業の発展に資することを使命として、特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン若しくは商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を行うことを業としている者のことをいい、現行法は、未登録弁理士や弁理士でない者は、弁理士に産業財産権に関する請託や周旋ができないように規定している。

このように、現行法において、弁理士の資格を厳しく制限し、その業務を誠実かつ適正に行う上で必要な規律に従わせる等の各種措置を講じているのは、そのような資格もなく規律に従わない人が最初から金品やその他の利益を得るために他人の産業財産権事件に介入することを放置する場合、当事者及び利害関係人の利益を損ねる一方、産業財産権制度の公正かつ円滑な運用を妨げるためである。

このような理由で、現行法は、事件の紹介・斡旋・誘引を禁じているが、違反者に対する処罰規定が不十分なため、ブローカーから事件を紹介された弁理士に対する特許庁の懲戒のみ可能であり、事件のブローカーに対する処罰は現実的に非常に難しく、これを悪用するブローカーが根絶されていないのが実情である。

これとともに、一般的に事件のブローカーによる被害者は関連分野の情報と専門知識が足りず、オンライン検索への依存度が高い個人、中小企業、小商工人等が大部分で、彼らの被害を根絶できる方策作りが急がれる状況である。

そのため、弁理士の業務を弁理士に紹介・斡旋・誘引するブローカーの不法行為から中小企業及び小商工人等の被害を予防できるよう、ブローカー及びそれを利用した弁理士や事務員を処罰できる明確な根拠を設けようとするものである（案第7条の3新設、第24条第1項）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第7条の2中「弁理士は、」を「弁理士や事務員（第8条の4による事務員をいう。以下第7条

の3において同じ。)は、」に改める。

第7条の3を次のように新設する。

第7条の3 (弁理士の業務の紹介・斡旋等の制限) ①誰でも第2条による弁理士の業務の受任に関し、次の各号の行為をしてはならない。

1. 事前に金品・供応接待若しくはその他の利益を受け、又は受けることを約束し、当事者若しくはその他の関係人を特定の弁理士やその事務員に紹介・斡旋又は誘引する行為
2. 当事者若しくはその他の関係人を特定の弁理士やその事務員に紹介・斡旋又は誘引した後、その見返りとして金品・供応接待若しくはその他の利益を受け、又は要求する行為

②弁理士やその事務員は、弁理士の業務の受任に関し、紹介・斡旋又は誘引の見返りとして、金品・供応接待若しくはその他の利益を提供するか、又は提供することを約束してはならない。

③弁理士でない者は、弁理士でなければできない業務を通じて報酬やその他の利益を分配してもらってはならない。

第24条第1項中「第8条の3 (第6条の11又は第6条の22によって準用される場合を含む。)又は第21条に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第7条の3第1項に違反し、弁理士の業務の紹介・斡旋等をした者
2. 第7条の3第2項に違反し、弁理士の業務の紹介・斡旋等の見返りとして金品・供応接待等を提供したか、提供することを約束した者
3. 第7条の3第3項に違反し、弁理士でなければできない業務を通じて報酬やその他の利益を分配してもらった者
4. 第8条の3 (第6条の11又は第6条の22によって準用される場合を含む。)に違反した者
5. 第21条に違反した者

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-8 韓国特許庁、「公募展アイデアの保護ガイドライン」を改定

韓国特許庁 (2022. 7. 5.)

公募展アイデアの剽窃・盗用の検証を強化する

今後、公募展に提出されるアイデアの不正行為に対する検証手続きが強化され、アイデアに対する保護も一層強化される見通しである。韓国特許庁は7月5日火曜日、剽窃・盗用の防止および処罰規定の補完など、公募展アイデアの保護を強化するために、「公募展アイデアの保護ガイドライン（2014年1月制定）」を改定・配布したと発表した。

今回の改定案の主な内容は、応募アイデア検証手続きの強化、剽窃・盗用したアイデアの提出時の法的責任の明示、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正内容の反映、応募された未取引アイデアに対する主催者の不使用義務の明示、公募展アイデアの活用拡大に向けた収益配分原則の明示などである。

第一に、公募展に応募されたアイデアに対する検証手続きを強化する。このために、不正行為の種類・判断基準・措置事項などの運営規定を設け、先行技術調査専門機関への依頼など、不正行為の検証を実施する。

第二に、アイデアの提案者が不正な方法で公募展に応募する場合、法的責任を負う。提案者が他人のアイデアを剽窃・盗用して提出するなど、不正な方法で提出する際の民事・刑事上の責任を明示した。

第三に、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正事項（2018年）を反映する。公募展主催者の公募展アイデアの奪取は不正競争行為に当たって行政調査・是正勧告の対象であり、違反行為に対して特許庁の不正競争調査チームなどに通報できる。（1666-6464）

第四に、取引されていないアイデアに対する主催者の使用禁止義務が含まれる。主催者は、公募展に応募されたアイデアのうち取引されていないアイデアは使用しないという「不使用誓約」をし、使用する場合はアイデアを別途取引しなければならない。

第五に、公募展に提出されたアイデアの活用拡大に向けた収益配分原則が提示される。提案されたアイデアを主催者、その他の参加者等が改善・発展させた場合、その程度に応じて共同所有関係および収益配分比率を定めるという原則を一層明確にした。

特許庁長は「今回のガイドラインの改定により、公募展に提出されたアイデアが安全に保護され、国民が安心してクリエイティブなアイデアを提出する基盤が作られた」とし、「アイデアの剽窃・盗用などの不正行為に対する防止効果を期待できる」と述べた。

1-9 韓国特許庁、商標審査支援事業の管理に関する告示の改正試案を発表

韓国特許庁 (2022. 7. 11.)

韓国特許庁、商標審査支援事業の公正性と専門性を高める

韓国特許庁は7月8日、商標調査事業などの商標審査支援事業の公正性および専門性を高めるため、「商標調査等商標審査支援事業の管理に関する告示」に対する特許庁の改正試案を発表した。当該試案は、関連政府機関への意見の問い合わせおよび関係者に対する意見の収集を経て、7月末頃に大衆に行政予告をする予定である。

【商標審査支援事業】

商標審査支援事業は、出願商標に対する調査・分析や指定商品の分類などの審査業務の一部を外部の専門機関に委託処理して迅速な商標審査および審査品質の向上を目指して2003年から開始した。

今回の告示の改正は、事業の遂行時に発生し得る利害衝突状況の遮断、専門機関の資格要件の強化および専門機関間の競争要素の強化を主な内容とする。まず、特許庁の前・現職員および現職の弁理士の四親等以内の親族が役員として在職している会社の専門機関への登録および事業参加を制限することで、利害衝突状況の発生を事前に遮断できるようにした。また、専門機関の調査員・分類員の資格要件に商標制度関連教育の履修および事業遂行力評価での合格などを追加し、商標調査、指定商品の分類等、個別事業に参加するための人材確保要件・経歴要件を明示することで、事業遂行機関および人材に求められる能力を備えるようにした。最後に、毎年事業遂行結果に対する品質評価または新規機関の事業遂行能力評価の結果で高い点数を得た機関に次年度の事業が集中的に配分されるよう事業配分体系を再編して、事業を遂行する専門機関が品質を向上させなければならない動機付けを強化した。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の告示改正試案は、商標出願の増加に伴って事業予算の増加および事業参加機関が増えている中で必要な事業運営の改善事項を反映したものだ」とした上で、「商標審査支援事業の公正性と専門性を向上させて公正かつ正確な商標審査サービスを提供していきたい」と述べた。

1-10 韓国特許庁、仮想商品の認定範囲および類否判断に関する指針を作成・施行

韓国特許庁 (2022. 7. 13.)

メタバースの仮想商品、このように出願してください

韓国特許庁は、近年、メタバースなどの仮想空間で仮想商品の取引が活性化し、関連商標の出願が増加（※）していることを受け、「仮想商品の審査指針」を設け、7月14日から施行すると発表した。

※（2010年～2019年）20件→（2020年）6件→（2021年）17件→（2022年5月）717件

従来は「ダウンロードできる画像ファイル（仮想衣類）」や「仮想衣類が記録されているコンピュータープログラム（仮想商品）」などの形態のみ商品名称として認められたが、今後は「仮想衣類」や「仮想履物」などの「仮想+現実商品」の形になっている名称も認め、出願人の商品名称の選択の範囲を拡大した。「仮想商品」という名称そのものは商品の範囲が曖昧で商標権紛争が発生する余地があり、商品名称としては認められない。

今回の審査指針では、仮想商品を画像ファイルまたはコンピュータープログラムと類似した商品に分類（※）していたことを、画像ファイル等とは区別される別の商品群に分類し、仮想商品も現実商品の性質を反映して細部的に区分することにした。これにより、仮想空間での商標紛争の発生を防止し、商標選択の範囲が過度に縮小する問題点を解消しようとした。

※商品分類コード（類似群コード）：指定商品間の類似範囲を判断するために、商品そのものの属性および取引の実情などを反映し、同一・類似の商品およびサービス別に分類してコードを付与したもので、商標審査時に類否判断の参考資料として活用する。

最後に、仮想商品と現実商品は原則として互いに類似していない商品とみなして審査することになる。仮想商品は、現実商品の名称や主要な外見などの一部の要素を含めて表現しているため類似の商品であるという一部の主張があるが、仮想商品と現実商品は使用目的や販売経路などが異なるため、原則として消費者が混同する可能性は低いとみなす。ただし、有名商標等に類似している商標が出願された場合、当該有名商標等と混同する可能性があるかどうかなどを審査することになる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「近年出願が増えている分野の仮想商品に対する審査指針を作成することで、出願人の混同防止および審査の一貫性を高めることができるとみられる」とした上で、「特許庁はこれからもデジタルトランスフォーメーションの加速化に伴う新しい商品の出願に備えて、実取引に相応する商品審査基準を確立していきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「美しい店」とともに「やさしいアイデアコンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁（2022. 7. 1.）

国民のアイデアで古着リサイクル問題を解決する

韓国特許庁は「美しい店」とともに4月から行った「やさしいアイデアコンテスト」（以下、「コンテスト」）の授賞式を6月30日（木曜）17時、シュピゲンホールで開催したと発表した。

「美しい店」が提示した課題は「売れ残った衣類を活用して衣料廃棄物を減らすためのアイデア」であり、受賞作の最高賞である特許庁長賞には、売れ残った衣類のファブリックヤーンを活用した地域社会公益事業アイデアを提案したミン・チウさんが選定された。

優秀賞の美しい店理事長賞は、コーディングティーチャーズ（チーム）、キム・ヒョンジン、イ・テヒョクなど3チーム（人）が受賞し、奨励賞である韓国発明振興会長賞はドウドゥ（チーム）、キラキラ家族（チーム）、リュ・チウオン、ソ・キョンドク、イ・ユジン、チョン・チウオンなど6チーム（人）が受賞した。

韓国特許庁は中央機関としては初めて「美しい店」と協力し、国民の創造的なアイデアを通じて「美しい店」が抱える悩みを解決するためにコンテストを開催した。

申し込まれたアイデアは全部で142件であり、その中から外部専門家で構成された審査委員会の評価と先行技術調査を経てアイデア10件を本選進出作として選定し、専門家とのメンタリングの後、授賞式当日の午前から現場で行った発表審査を通じて最終的に受賞者を決定した。

一方、コンテストで受賞したアイデア10件について、受賞者と「美しい店」との取引ではなく、コンテストの趣旨に合わせて「共有」として協約を締結した。

韓国特許庁のアイデア取引担当者は「創造的なアイデアが衣料廃棄物による環境問題の解決の大きな力になることが確認できる場であった」とし、「これから韓国社会の課題が解決できる良いアイデアを生産して取引できるように、関心を持って支援する」と述べた。

半導体を支援するための正確な特許審査、官民が力を合わせる

韓国特許庁は、迅速かつ正確に特許を審査するために、官民が共にする「特許審査品質諮問委員会」の初会議を7月1日金曜日の午後2時に特許庁のソウル事務所で開催する。今回の会議は、特許庁初の民間出身庁長が、就任して以来、産業界・学界・研究分野（産学研）・弁理業界の特許審査の専門家と初めて対面する場として、審査の専門性の強化や品質向上など、最近の特許審査の動向および政策方向に対する議論が行われる予定である。

主な議論事項としては、審査官の業務環境改善などの審査官の専門性強化方策、デジタル新技術の保護に向けた特許法の改正事項、2021年外部顧客アンケートなど、現在まで行われた主要政策を紹介し、それを改善するための意見を聴く。特に、特許無効率などの一部の指標だけを測定する従来の特許審査品質指標の限界に対する見直しおよび実際の顧客である特許出願人に直接評価される品質指標に改善する案について専門家の意見を収集する計画である。

近年、企業の無形資産の価値が増加（※）し、知的財産（IP）金融の規模が6兆ウォンを突破するなど、特許活用の増大に伴う迅速・正確な特許審査が重要になっているが、特許申請量の急増（※※）等により、特許審査の処理期間の遅延と品質低下に対する懸念が高まっている。そのため、特許庁は、特許審査品質諮問委員会を通じて民間の意見を聴取し、民間の優秀なアイデアを特許審査政策に反映して需要者中心の審査サービスを提供する計画である。

※企業の無形資産価値の割合（S&P500）：（1975年）17%→（1995年）68%→（2020年）90%
（Ocean Tomo、2020年）

※※（2021年主要国の特許出願増加率、%）韓国5.0、欧州4.6、日本0.3、米国-1.0（世界5大特許庁の統計を参考）

特許庁長は「半導体などを中心に技術覇権争いが激しい中、結局、技術は、特許として権利化されて保護を受け、価値を創出する時に有意義なもの」と強調した上で、「技術競争の画竜点睛である『強い特許』を創出するためには、迅速かつ正確な審査が必要であり、そのためにこれからも現場との積極的なコミュニケーションに最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-3 次世代英才起業家教育院の発展に向けた懇談会を開催

韓国特許庁 (2022. 7. 1.)

韓国特許庁と発明英才から発明 CEO に！

「huemonelab (教育技術基盤スタートアップ) のチョ・ヒョンサン代表は、教育院 (POSTECH) を通じて創業に大切なリーダーシップと挑戦する姿勢を学ぶことができたとし、これにより創業家の夢をしっかり固め、今も常に新しい挑戦に向かっていると述べた」

「Blinkers (ワイン投資プラットフォーム技術基盤スタートアップ) のパク・サンウク代表は、教育院 (KAIST) を通じて工学技術者の夢から、人間の生活に貢献する起業家になるという新しい夢を見ることになり、10 代時代の価値観と人格を教育院で育てたと述べた」

韓国特許庁は発明英才の早期発掘および発明 CEO (※) への成長支援を強化するため、「次世代制裁起業家教育院懇談会」を 6 月 30 日 (木曜) 午前 11 時にプレジデントホテルで開催する。

※専門知識に基づいて常に発明し、事業化する創意・融合型知的財産 (IP) 人材

懇談会には、初期に教育院をリードした教授と教育院関係者および修了生代表が参加し、教育院の認知度の向上および修了生に対する持続的な成長支援に向けた体系的な教育方法など様々な意見を交換する予定である。

KAIST、POSTECH にそれぞれ設置・運営している次世代英才起業家教育院は、教育院別に毎年中学 1~3 年生 (13~15 歳) の発明英才を 80 人選抜し、2 年間発明・知的財産教育のほか起業家精神、未来技術、人文学、コミュニケーション技術などオン・オフラインを通じた教育を提供している。

2009 年から 13 年間、教育院を終了した修了生 1,200 人は、知的財産権出願 4,600 件、スタートアップ創業 60 社、大韓民国人材賞受賞者 40 人など目覚ましい実績を残し、社会に進出した修了生の一部は発明に基づいて成功した青年企業家として活発に活動するなど、目を見張る成果を上げている。

懇談会では 2020 年末立ち上げた「修了生間ネットワーク (ACCEL)」(※) の安定のために、「修了生間ネットワーク (ACCEL)」の会長団に感謝状を渡し、次世代英才起業家教育

院の修了生であるチョ・ヒョンサン代表とパク・サンウク代表を「修了生間ネットワーク (ACCEL)」の広報大使として任命する予定である。

※教育院修了生が創業エコシステムと人的支援の基盤を構築するために立ち上げた自主的な組織 (Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders)

韓国特許庁の産業財産政策局長は「次世代英才起業家教育院を終了した発明英才が社会に進出し、発明に基づいて様々な分野で活発に活動していることを嬉しく思う」とし、「特許庁は成長の可能性が豊富な発明英才が創造的なアイデアと発明を通じて生活を変え、社会に貢献して韓国を代表する「発明 CEO」になれるように努める」と述べた。

2-4 韓国特許庁、「知的財産侵害統合通報・相談センター」を発足

韓国特許庁 (2022. 7. 4.)

知的財産侵害の通報・相談解決を一度に

韓国特許庁は7月4日、迅速かつ正確に苦情を解決するために、「知的財産侵害統合 (ワンストップ) 通報・相談センター」を開所し、業務を開始したと発表した。

これまで、特許権、商標権 (偽造品)、デザイン権、営業秘密、不正競争行為などの各種知的財産侵害通報は増加してきているが、苦情の受付窓口が特許庁担当者、特許庁特許顧客センター、特別司法警察などに分散していて、希望する相談窓口に一度につながる事が難しかった。また、特許庁の事件担当者が通報の受付業務まで一緒に担っていることから、担当者の人事異動や業務変動に伴って苦情業務の担当も頻繁に変更され、相談の専門性を蓄積できないという限界もあった。

特許庁は、国民の不便を解消するための積極行政の一環として、相談センターの構築を推進し、韓国知識財産保護院 (以下「保護院」) を相談センターの運営の主体に選定し、4人の専任人材を指定して専門性のある相談を体系的に支援できるようにした。保護院は、システムの構築および専任人材の採用など、6か月間の準備を経て、7月から相談および通報の受付業務を始めた。

知的財産侵害問題を相談しようとするすべての国民は、通報電話 (1666-6464) または通報センターのウェブサイト (www.ippolice.go.kr) を通じて制度の相談から通報まで一度にできるようになった。

【参考】知的財産侵害相談の代表類型

- ・偽造品（偽物）の相談および通報
- ・特許権・デザイン権の侵害、営業秘密流出の相談および告訴・告発
- ・アイデアの奪取、商品形態の模倣など、不正競争行為の相談および通報

特許庁の産業財産保護協力局長は「統合(ワンストップ)通報・相談センターの構築により、専門性のある対民サービスを提供できるようになった」とし、「知的財産権侵害問題の相談が必要な方は、誰でも 1666-6464 まで連絡してほしい」と述べた。

2-5 韓国特許庁、アイデア基盤の革新成長専担組織を新設

韓国特許庁 (2022. 7. 12.)

技術革新の環境変化に対応する「アイデア経済革新チーム」、本格的に開始

韓国特許庁は、「アイデア経済革新チーム」の新設を主な内容とする「特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令案」を7月13日に公布・施行すると発表した。特許庁内のベンチャー型組織である2つの課(※)の業務成果を基に、国民のクリエイティブなアイデアが企業の付加価値の創出につながる政策推進の一貫性を確保するため、「アイデア経済革新チーム」に統合・転換することが今回の再編の骨子である。

※ (2019. 8~2022. 7) 特許事業化担当官、アイデア取引担当官

特許庁は、これまで特許、実用新案、商標、デザインなどの登録された権利を中心に保護してきたが、今後は企業の当面の課題を解決するために、登録されていない国民のアイデアを活用して保護するなど、クリエイティブなアイデアの権利化・事業化を強化する計画である。これを受け、新設のアイデア経済革新チームは、アイデアの取引、民間・公共の知的財産の事業化などの業務を連携し、アイデア保護体系の構築など、アイデアと創意性中心の技術イノベーションの変化に先行的に対応する。

特許庁は、2021年3月からアイデア取引プラットフォームの「アイデア路」(www. idearo. kr) を開設・運営しており、昨年約6,000万ウォン規模のアイデアの取引を成功させたことがある。アイデアの取引は、国民の小さなアイデアが公共機関や民間企業などのイノベーションに向けた土台になり得るという点で注目に値する。

特許庁長は「急速に変化する第四次産業革命の時代に、持続可能な経済成長のために新しいアイデアの重要性が浮き彫りになっている」とし、「今回の組織再編によってアイデアを活用した経済イノベーションが加速化するものと期待している」と述べた。

韓国人の WIPO への進出を拡大、事務総長の訪韓等特許庁と WIPO の協力を強化

韓国特許庁は、7月13日水曜日午前（現地時間）、スイスのジュネーブで韓国特許庁長と世界知的所有権機関（WIPO）（※）の事務総長が会談を行い、韓国の専門家の WIPO への進出拡大や事務総長の訪韓など、特許庁と WIPO 間の協力強化策について話し合った」と発表した。

※国連傘下の 15 の専門機関の一つで、知的財産分野全般を総括する国際機関

この会談で、韓国特許庁長は、知的財産権を積極的に活用して開発途上国から先進国に成長した韓国の経験を、WIPO を通じて国際社会と活発に共有できる案を WIPO の事務総長と協議した。WIPO の事務総長は、途上国の知的財産に対する意識向上と能力強化などに向けて現在まで約 150 億ウォンを出捐した韓国特許庁の韓国信託基金に感謝を表明した。韓国特許庁長は、より多くの韓国人の専門家が WIPO で勤務し、国際特許出願（PCT、2021 年基準 WIPO の収入全体の約 76%を占める）世界 4 位の地位にふさわしい貢献ができるよう WIPO 側の関心を呼びかけた。

また、韓国特許庁長と WIPO の事務総長は、韓国特許庁が WIPO と協力して進めている多様な知的財産教育事業の発展方策についても意見を交わした。これと関連し、韓国特許庁長は、韓国の発明教育の 30 年間の経験とノウハウに基づいて「韓国型創意発明教育の政府開発援助（ODA）」を今年の下半期から新しく推進する計画であると述べた。

WIPO の事務総長は、WIPO の中期戦略計画（2022 年～2026 年）も途上国の青少年に焦点を当てているとし、韓国の役割に期待を示した。これに対し、韓国特許庁長は、韓国を訪れて多様で優秀な学生発明奨励プログラムを直接確認することを勧め、WIPO の事務総長は来年の訪韓を約束した。

今回の会談を通じて WIPO のビジョンを実現する上で韓国が中心的役割を果たすというコンセンサスが形成され、今後、知的財産に関する WIPO の議論で韓国の影響力が拡大するものと期待される。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 健康食品の大衆化、商標出願が急増

韓国特許庁（2022.7.4.）

中小企業を中心に大幅増、個人は若い世代へと世代交代中

- ・会社員 A は、「ボディープロフィール」を撮るために週に 3 回以上運動し、決まったカロリーで食事をする。これにより、健康管理に楽しさという要素を自ら付与することで健康に対する関心が高まり、健康食品も持続的に購入するようになった。

紅参、ビタミン、プロバイオティクス、オメガ 3 などに代表される健康食品の商標出願の増加傾向が強まっている。

※健康食品：「健康機能食品に関する法律」に基づき、一定の手続きを経て作られる製品として「健康食品」の文句または認証マークがある。

韓国特許庁は、健康食品の商標出願（※）が 2017 年 2,105 件から 2021 年 7,145 件へと、5 年間 239% も大幅に増加し、これは同じ期間、健康食品の市場規模（※※）が 20.9% 成長したのと比べて 10 倍を超える増加幅であることを明らかにした。

※（2017）2,105 件→（2021）7,145 件（↑239%、年平均↑35.7%）

※※（2017）4 兆 1,728 億ウォン→（2021）5 兆 454 億ウォン（↑20.9%、年平均↑4.9%）、韓国健康機能食品協会

これは、ウェルビーイングトレンドによる健康への関心の増大、ますます増える高齢化人口（※）による人生 100 年時代のブームに乗って成長してきた健康食品市場が、最近、自己管理を重視する MZ 世代（※※）の健康に対する関心の拡大、新型コロナウイルス感染症パンデミックなどの影響でその消費層をさらに拡大させた結果と解釈される。

※65 歳以上の人口：（2017）707 万 5,000 人→（2021）853 万 7,000 人（↑20.6%）

※※MZ 世代：ミレニアル（M）世代とジェネレーション Z（Z）世代を通称する用語。1980 年代初め～2000 年代初めの出生者を指す。

コロナパンデミックは、健康食品の商標出願を特に増加させたと確認されており、近年の MZ 世代関連商標出願の増加ぶりも目立つ。コロナパンデミックが始まった 2020 年の出願件数は 6,578 件と、直前年度の 4,670 件より 40.9%増加したが、これは、2017 年から 5 年間の年平均増加率である 35.7%よりも 5%以上上回る増加幅である。

※出願件数（増加率）：（2019） 4,670（17.0%）→（2020） 6,578（40.9%）→（2021） 7,145件（8.6%）

また、直近5年間（2017～2021）、MZ世代と呼ばれる80～90年代生まれの出願量が年平均64%急増したのに対し、60～70年代生まれは年平均34%増加したが、これは、若い世代が商標出願の主導勢力になりつつあることを示す端的な例といえる。

※80～90年代生まれ：（2017） 123件→（2021） 890件/60～70年代生まれ：（2017） 299件→（2021） 957件

出願人別に見ると、2021年の全体7,145件のうち、中小企業が3,563件（49.9%）、国内個人が1,959件（27.4%）を出願し、年平均（2017～2021）には、中小企業が47.6%、個人が41.8%増加するなど、健康食品分野では中小企業と個人事業者が商標出願を主導していることがわかった。これは、独自研究および生産施設なしに委託生産が可能なために比較的低い参入障壁、SNSおよび個人放送などの広報方法の多様化、政府の規制緩和や研究開発支援などによるものと見られる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「安定した事業運営のためには、登録可能な商標の開発と早い商標出願が必要であり、商品の品質や原材料等を直接表す用語や他人の商標と呼称が類似している商標は登録を受けにくい」と強調した。

4-2 ペット用家電製品関連商標、年平均13%ずつ増加

韓国特許庁（2022.7.11.）

ペット飼育人口1千万人時代、ペット向け家電市場が浮上する！

- ・単身世帯の増加や高齢化の加速化などによりペットを飼う人が増加し、ペット用品市場が拡大している。これを受け、家電業界は我先に「ペット家電」を発売して競争に死活をかけている。
- ・KB経営研究所によると、2020年末時点、韓国のペット飼育人口は604万世帯、1,448万人と推定されており、韓国農村経済研究院はペット関連産業の規模が今年3兆7,000億ウォンから2027年には6兆ウォン以上に成長すると見通した。

韓国特許庁によると、ペット用家電製品の商標出願が最近5年間（2017～2021）は年平均13%ずつ着実に増加していたことがわかった。このような増加の要因としては、ペットの飼育人口が増加し、人と動物が密接化した共存・共生傾向が家電製品にも反映されたためと解釈される。

出願人別に見ると、法人は2017年2,440件から2021年3,918件へと年平均13%増加した一方、個人は2017年1,156件から2021年2,023件へと15%増加したことがわかった。全体のシェア率は、個人(35.1%)が法人(64.8%)より低いが、年平均の増加率は個人(15%)が法人(13%)より高くなっている。

主要商品別に見ると、電気式浴槽が年平均18%と最も大きく増加し、次いで殺菌装置17%、ペット用ドライヤー16%、浄水器16%、温水器14%、空気清浄機13%、飼料乾燥装置12%の順となっている。商標出願の割合は、空気清浄機21,750件(37.0%)、殺菌装置12,282件(20.9%)、温水器8,184件(13.9%)、浄水器6,879件(11.7%)、電気式浴槽5,185件(8.8%)、ペット用ドライヤー3,825件(6.5%)、飼料乾燥装置630件(1.1%)の順である。このことから、空气中に舞うペットの毛と匂いを除去するための「空気清浄機」製品の商標を最も多く出願していることがわかる。

特許庁の機械電子商標審査チームの審査官は「新型コロナウイルス感染症および世界の経済成長の悪化など、極度の景気低迷の状況にもかかわらず、ペット関連商標出願が増えたのは、個人と企業の不況克服に向けた意志が反映されたものであり、次第に拡大しているペット産業を安定的に運営するためには積極的に商標権を確保する必要がある」と述べた。

その他一般

5-1 知的財産共済、2年8か月で加入企業1万社突破

韓国特許庁(2022.7.7.)

2025年に3万社加入および掛け金額5,000億ウォン予想

韓国特許庁は7月7日、知的財産共済の加入企業が1万社を超え、1万番目の加入企業は韓国釜山所在の中小企業であるコセリだと発表した。コセリのペ・ジェリュ代表理事は「知的財産紛争などの予期せぬ資金リスクに備えるために加入することになった」とし、「知財権の法律諮問、特許優先審査申請料の支援をはじめとする多様な付加サービスを利用する計画だ」と感想を伝えた。

知的財産共済(以下、共済)は、中小企業等の加入者が知的財産権の国内外での特許出願や知的財産紛争への対応のため一度に膨大な資金が必要な時、納付した掛け金の最大5倍まで資金を融資してもらえる制度である。共済は、特許庁が技術保証基金(共済委託機関)とともに2019年8月に発足させ、2年8か月で1万社が加入し、1,100億ウォンの掛け

金が積み立てられた。この勢いからすると、発足当時の目標である 2027 年まで 3 万社の加入誘致を 2025 年に早期達成できると期待される。

※累積知的財産共済への加入企業数：(2019 年末) 1,409 社→(2022 年 5 月末) 10,721 社

実際、映像圧縮技術を保有している中小企業の B 社は、2019 年 9 月に加入してから融資資金をもって 31 か国に 262 件の特許を迅速に出願し、その後、特許 2 件が米国の標準特許プール (MPEG-LA) に登録されるなど、今後、持続的なロイヤリティーの収益が期待できるようになった。B 社の関係者は「共済への加入で資金を調達し適時に海外出願が可能になって、技術競争力の確保に大きく役立った」とし、「共済に加入する企業がより多くなってほしい」と述べた。

特許庁の産業財産政策局長は「1 万社の加入は、事業が成功裏に定着したことを意味する」とし、「これから商品性を改善し、加入経路を多角化することで、韓国企業が世界的な強小企業へと成長する上で共済が欠かせない金融商品になるよう取り組んでいきたい」と語った。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム